

## 会員規程実施細則

令和7年11月5日  
理事長規定第5号

### (目的)

第1条 この細則は、「会員規程」の実施に必要な細部事項を定める。

### (会員の特典)

第2条 会員規程第5条第2項に規定する正会員、賛助会員の特典は、総務委員会で定めるものとする。

### (改正)

第3条 この細則の改正は、総務委員会の協議結果を踏まえて理事長が行う。

### 附 則

この規定は、令和7年11月5日から施行する。